



国保だより

○令和2年5月31日現在
 国保世帯数 9,884世帯
 被保険者数 16,341名
 保健事業 第105号
 ○発行
 須賀川市保険年金課
 電話 88-9136

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少したこと等要件を満たす方は、国民健康保険税が減免になります。

【国保税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
 ⇒ 国保税を全額免除
 申請に必要な書類は、死亡診断書、診断書等、減免申請書です。
 ※「重篤な傷病」とは1ヶ月以上の治療を要すると認められる等病状が著しく重い場合です。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
 ⇒ 次の基準により減免

収入減少の要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、又は給与収入の減少が見込まれ、次の1から3の要件全てに該当する世帯

- 1 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの**減少額**（保険金、損害賠償等により補てんされる金額を差し引いた額）が**前年の当該事業収入等の額の10分の3以上**である。
- 2 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下である。
- 3 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

※主たる生計維持者とは原則として世帯主を指しますが、生計維持関係が推察できる場合は、世帯内で最も所得の多い方とすることもあります。（国保被保険者に限りません。）

減免額の計算

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合、次の【表1】で算出した対象保険税額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額が減免されます。

【表1】

対象保険税額 = A × B / C
A：世帯の被保険者全員について算出した保険税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：主たる生計維持者及び世帯の全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

○世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業（雇用保険の受給がないもの）の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除します。

○非自発的失業による保険税軽減制度（前年所得を30/100とみなすもの）の対象となる方については収入の減少による減免のうち、給与収入が減少した場合の対象外となります。

申請の際には、以下の書類が必要です。

【必要書類】

減免理由	必要書類
主たる生計維持者が事業を廃止した場合	I 減免申請書 II 公的に交付される書類であって事実確認が可能なもの（税務署等に提出される廃業届、異動届の写しなど）
主たる生計維持者が失業した場合（雇用保険の受給がないもの）	I 減免申請書 II 事業主等による証明書
主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の額の3/10以上の場合	I 減免申請書 II 減少見込額が推察できる書類（帳簿などの写し）

○減免の対象となる国保税は令和元年度分及び令和2年度分であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものです。

○申請受付は令和2年度国保税の納税通知書が届いた後からとなります。（発送は7月中旬予定です。）要件に該当する方は、申請に必要な書類等をご案内いたしますので、下の連絡先までお問合せ下さい。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、郵送による申請を推奨しています。

申請の期限及び減免の決定について

申請の期限は、令和3年2月28日です。

減免の決定については、順次お送りいたします。減免額は残りの納期で調整となりますので、納期が到来するものについては納付ください。

令和元年台風第19号により被災された被保険者に対する国民健康保険税の減免が延長になります。（令和2年4月～9月分）

【国保税の減免の対象となる方】

○令和元年台風第19号の被害により、主たる生計維持者の居住する住宅が損害を受け、その損害程度が「半壊」「大規模半壊」「全壊」のいずれかに認定された世帯

【国保税の減免割合】

- ・「全壊」 令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額の全部
- ・「半壊」「大規模半壊」 令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額の2分の1

【減免の申請について】

・昨年度申請し減免の決定を受けた方については、再度申請する必要はありません。決定を受けていない方については、申請が必要になりますのでお問い合わせください。

【減免の決定時期について】

・8月中旬以降、順次決定通知を送付します。

7月に令和2年度の納税通知書が送付されますが、減免前の金額で通知されます。

減免は8月以降の納付分から調整となりますので、減免決定前は当初の納付書を使用し、減免決定後は変更後の納付書で納めてください。

お問合せ先 〒962-8601 須賀川市八幡町135番地
須賀川市保険年金課 国保税係 電話：0248-88-9136 FAX：0248-94-4561

国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染 または感染の疑いのある被用者に傷病手当金を支給します。

須賀川市国民健康保険に加入の被用者（雇われている方）が、新型コロナウイルス感染症への感染や発熱等の症状があり感染が疑われたことで仕事を休み、その間給与等が支払われない、または減額されたときに「傷病手当金」を受け取れることがあります。

支給対象者

次の4つの条件をすべて満たす方

- (1) 須賀川市国民健康保険に加入している方
- (2) お勤め先から給与等の支払いを受けている方（被用者である方）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために仕事を休んでいる方
- (4) 仕事を休んでいる間、お勤め先から給与等の全部または一部の支払いがない方

支給対象となる日数

新型コロナウイルス感染症への感染または感染疑いにより仕事を休んだ日から連続して3日間（待機期間）の後、4日目以降の仕事に就けなかった期間のうち就労を予定していた日数

支給額の計算方法

1日あたりの支給額 [= (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数)
× (2 / 3)]

× 支給対象となる日数

(注1) 就労することができなかった期間に給与等の一部が支払われている場合、その支払われている額が上記で算定した支給額より少ないときは、その差額を支給します。（上記で算定した支給額より多い場合は支給することができません。）

(注2) 1日あたりの支給額には上限があります。

適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で、療養のため仕事を休んでいる期間

(注) ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで。

申請方法

支給を受けるためには申請が必要となります。申請を希望される場合は、必ず事前に保険年金課国保給付係にお電話にてお問い合わせいただき、保険年金課の窓口にて手続きをお願いします。

なお、郵送による申請も可能です。

続けて4ページをご覧ください。

【申請手続きに必要なもの】

○申請される方の本人確認ができる書類

(官公署発行で顔写真のあるもの1枚、または顔写真のないもの2枚)

○被保険者本人の国民健康保険被保険者証

○世帯主の印章(認印)

○世帯主名義の振込先口座のわかるもの(通帳等)

※世帯主以外の方が受領する場合は、委任が必要となります(申請書の受取代理人欄への記載)。

○申請書(4種類) [申請書様式は市ホームページからもダウンロード可能です。]

(1) 国民健康保険傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)

(2) 国民健康保険傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)

(3) 国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)

※お勤め先に作成を依頼してください。

(4) 国民健康保険傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)

※感染または感染の疑いにより受診した医療機関に作成を依頼してください。

(注) 発熱等の症状があり、帰国者・接触者外来を受診しないまま体調が改善した場合等には(4)の医療機関記入用の提出は不要ですが、その場合は(2)の被保険者記入用において被保険者その旨を記載するとともに、事業主記入欄に事業主からの証明が必要になります。

Q&A

問1 無症状の濃厚接触者も傷病手当金の支給対象となるのか?

答1 傷病手当金は「療養のために就労することができないとき」に支給するものであるため、無症状の濃厚接触者については支給対象となりません。

問2 感染の疑いがない方が、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で就労できなかった場合は傷病手当金の支給対象となるのか?

答2 傷病手当金は「療養のために就労することができないとき」に支給するものであるため、感染の疑いがないものの、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で就労できなかった場合は支給対象となりません。

問3 直近3か月間における就労日が一切ない場合は傷病手当金の支給対象となるのか?

答3 直近3か月間において就労日が一切ない方にかかる傷病手当金の日額は0円となります。

問4 傷病手当金の請求はいつまでできるのか?

答4 休業した日の翌日から2年間で時効となり、申請できなくなります。

お問合せ先

〒962-8601

須賀川市八幡町135番地

須賀川市保険年金課 国保給付係

電話：0248-88-9135 FAX：0248-94-4561